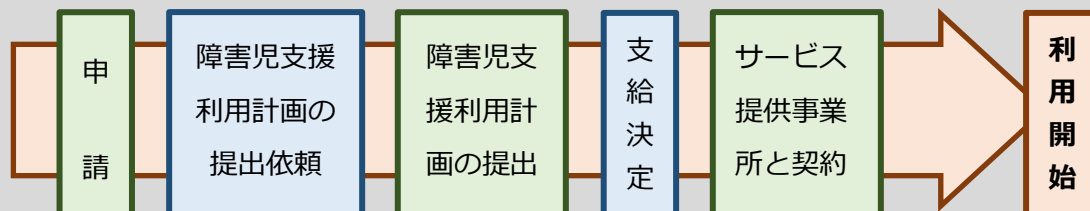


児童福祉サービスの利用のためのセルフプランについて

1 サービス利用までの流れ



- 緑：利用希望者が行うものです。
- 青：地区保健福祉センターが行うものです。

2 「障害児支援利用計画の提出」について

この中に、「障害児支援利用計画の提出」があります。これは、指定障害児相談支援事業所が作成するもので、サービスの利用を希望する障がい児の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえて、最も適切なサービスの組み合わせを検討し作成する、総合的な援助方針です。

この計画書の内容を確認し、利用の決定をするので、お住いの地区の保健福祉センターに提出する必要があります。

3 「セルフプラン」について

この障害児支援利用計画に代わるものとして、「セルフプラン」があります。申請者やその家族、支援者等が作成することになります。

4 セルフプランの対象者

- ① 利用者がセルフプランを希望する場合
- ② 対応できる障害児相談支援事業所が無いなどやむを得ない場合

5 セルフプランの様式

基本となる様式は、いわき市ホームページに準備しています。

⇒ 「 <https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1678149260151/index.html> 」

6 セルフプランの取り扱い

セルフプランは、今後サービスを利用していくうえで重要なものです。大切に保管し、サービスを利用する事業所に写しを提出してください。また、適宜内容を更新してください。

7 セルフプランの提出期限

地区保健福祉センターから渡された障害児支援計画の提出依頼書に書かれている期限までに提出してください。